

熊本市軌道条例の一部改正について

熊本市軌道条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市軌道条例の一部を改正する条例

熊本市軌道条例（平成 13 年条例第 46 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項第 6 号ウ中「及び 24 時間旅客運賃」を削り、「2, 200 円」を「2, 500 円」に改め、同号に次のように加える。

エ 市電の全区間並びに他の事業者の電車及び自動車の指定区間又は全区間（当該他の事業者が認めた場合に限る。）における 24 時間旅客運賃 1 人につき 2, 300 円以内で管理者が定める額

附 則

- 1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例による改正前の第 5 条第 1 項第 6 号ウの規定に基づく運賃に係る 1 日乗車券又は 24 時間乗車券をこの条例の施行の日の前日から引き続いて使用する場合の運賃については、なお従前の例による。

（提出理由）

電車バス共通の乗車券に係る特殊普通旅客運賃の改定をするため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。